

# 公益社団法人日本地球惑星科学連合特別栄誉フェロー制度 規則

2023年3月30日 理事会制定

## (趣旨)

第1条 公益社団法人日本地球惑星科学連合(以下、「連合」という)は、この規則の定めるところにより日本地球惑星科学連合特別栄誉フェローの称号を授与することができる。なお、本事業は公益事業として行うものである。

## (資格等)

第2条 連合会長は、地球惑星科学研究に関連する学術領域においてノーベル賞、文化勲章、文化功労者又はそれらと同等の傑出した功績をあげた研究者に対し、特別栄誉フェローの称号を付与することができる。

## (推薦等)

第3条 特別栄誉フェローは、推薦により候補者となるものとし、推薦者1名が、書面(任意書式)をもって連合会長に推薦するものとする。推薦書面記載事項については別に定める。

2. 連合会長は、推薦する候補者があるときは理事会の議に付するものとする。

## (審議)

第4条 理事会は、特別栄誉フェロー審査委員会(以下、「審査委員会」という)を設置し、推薦された候補者の特別栄誉フェローの称号付与について審議する。

2 審査委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1) 連合副会長

(2) セクションボードプレジデント

(3) その他委員長が必要と認めた者

3 審査委員会に委員長を置き、前項第1号委員の代表をもって充てる。

4 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

## (称号記の交付等)

第5条 理事会は、審査委員会からの審議結果を受け、特別栄誉フェローを認定する。

2 会長は特別栄誉フェロー表彰式において特別栄誉フェロー称号を授与する。

第6条 特別栄誉フェローの栄誉を汚す行為があり、その称号を保持するに適當でないと認められる者に対しては、理事会の議を経て、称号の授与を取消す。

## (規則の改廃)

第7条 この規則の改廃は、理事会の決議を必要とする。

## 附則

(1) この規則は、2023年4月1日から施行する。

(2) 2023年11月28日 理事会改正